

一般財団法人日本経営史研究所定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人日本経営史研究所(英文名、Japan Business History Institute 略称「JBHI」)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の議決により、従たる事務所を必要な地に設置することができる。

(目的)

第3条 この法人は、内外の経営史に関する実証的、理論的な研究と成果の普及を通じて経営の望ましき理念・政策・技術の進展を図り、もって我が国の産業の発展と学術文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 経営史に関する資料の調査及び収集
- (2) 経営史に関する研究者の育成
- (3) 経営史に関する資料の公開・展示
- (4) 優秀会社史賞の選考と発表
- (5) 社史の収集と公開
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、日本全国において行うものとする。

第2章 財産及び会計

(財産の種類)

第5条 この法人の財産は、基本財産、特定資産及びその他の財産の3種類とする。

- 2 基本財産及び特定資産は、第4条の事業を行うために不可欠なものとして特定された財産とし、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 基本財産又は特定資産として寄附された財産
 - (2) 理事会において基本財産又は特定資産に繰り入れることを議決した財産

(基本財産及び特定資産の維持及び処分)

- 第6条 基本財産及び特定資産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。
- 2 やむを得ない理由により基本財産又は特定資産の全部若しくは一部を処分又は担保に提供する場合には、評議員会において議決に加わることができる評議員の3分の2以上の議決を得なければならない。
 - 3 基本財産及び特定資産の維持及び処分について必要な事項は、次条に定める財産管理運用規程によるものとする。

(財産の管理運用)

- 第7条 この法人の財産の管理・運用は会長が行うものとし、その方法は、理事会の議決により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

- 第8条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、会長が作成し、毎事業年度の開始前に理事会の議決を経て、評議員会の承認を得なければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
 - 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

- 第9条 この法人の事業報告及び決算については、各事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時評議員会において承認を得るものとする。
- (1) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）
(以下「計算書類」という。)
 - (2) 事業報告
 - (3) (1)、(2)の附属明細書
- 2 貸借対照表は、定時評議員会の終結後、遅滞なく公告しなければならない。

(長期借入金)

- 第10条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

(剩余金の処分制限)

第 11 条 この法人は、設立者その他の者に対し、剩余金の分配をすることはできない。

(事業年度)

第 12 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 3 章 評議員及び評議員会

第 1 節 評議員

(定数)

第 13 条 この法人に、評議員 5 名以上 7 名以内を置く。

(選任及び解任)

第 14 条 評議員の選任及び解任は、評議員会の議決により行う。

(資格)

第 15 条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第 65 条第 1 項に規定する者は評議員となることができない。

2 評議員は、この法人又はその子法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(任期)

第 16 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。また、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期については、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。

3 評議員は、第 13 条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。

(報酬等)

第 17 条 評議員は、無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、評議員には、その職務を行うための費用の支払をすることができる。

3 前項に関しては、評議員会において別に定める役員等の報酬規程に準拠する。

第2節 評議員会

(構成)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第19条 評議員会は、次の事項を議決する。

- (1) 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任
 - (2) 役員等の報酬に関する規程
 - (3) 事業計画書及び収支予算書の承認
 - (4) 事業報告及び計算書類等の承認
 - (5) 基本財産又は特定資産の処分および長期資金の借入
 - (6) 定款の変更
 - (7) 合併、事業の全部又は一部の譲渡又は認可を受けた公益目的支出計画の重大な変更
 - (8) 残余財産の処分
 - (9) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第22条第1項の書面記載した評議員会の目的である事項以外の事項については、議決することはできない。

(種類及び開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要に応じて隨時、招集する。

(招集)

第21条 評議員会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、会長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集通知)

第22条 会長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、召集の手続きを経ること

なく評議員会を開催することができる。

(議長)

第 23 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(議決)

第 24 条 評議員会の議決は、一般社団・財団法人法第 189 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、決議に利害関係のある者を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の議決には、議長は加わることができない。ただし、会議の議事が、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第 25 条 会長が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する評議員会の議決があつたものとみなす。

(議事録)

第 26 条 評議員会の議事については、一般社団・財団法人法第 193 条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。

- 2 評議員会の議事録には、議長のほか、出席評議員のうちから会議において選出された議事録署名人 2 名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 4 章 役員及び理事会

第 1 節 役員

(種類及び定数)

第 27 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5 名以上 7 名以内
- (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち、1 名を代表理事とし、代表理事は会長とする。
- 3 理事のうち 1 名を専務理事とすることができる。

(選任)

- 第 28 条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。
- 2 会長及び専務理事は、理事会において選任する。
 - 3 監事の選任に関する議案を評議員会に提出する場合は、監事の同意を受けなければならない。

(資格)

- 第 29 条 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 2 一般社団・財団法人法第 65 条第 1 項に規定する者は、理事又は監事となることができない。
 - 3 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその親族等である理事合計数が理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(理事の職務・権限)

- 第 30 条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務を執行する。
- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 専務理事は、会長を補佐する。
 - 4 会長は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

- 第 31 条 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成すること。
 - (2) この法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
 - (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
 - (4) 監事は、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - (5) その他監事について法令で規定された職務をおこなうこと。

(任期)

- 第 32 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。また、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。また、再任を妨げない。

- 3 任期の満了前に退任した理事の補欠として又は増員により選任された理事の任期は、退任した理事又は現任者の任期の満了する時までとする。
- 4 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期の満了する時までとする。
- 5 役員は、第 27 条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

- 第 33 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の議決により、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決により、行わなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障にため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

- 第 34 条 役員は、原則として無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支払うことができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、役員には、その職務を行うための費用を支払うことができる。
 - 3 前 2 項に関しては、評議員会において別に定める役員等の報酬規程による。

(取引の制限)

- 第 35 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(損害賠償責任の免除)

- 第 36 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 198 条で準用する同法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を

含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(名誉会長及び顧問)

第 37 条 この法人に、任意の機関として、名誉会長及び顧問若干名を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、次の職務を行う。

- (1) 会長の相談に応じること。
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 名誉会長及び顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 2 節 理事会

(構成)

第 38 条 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第 39 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長及び、専務理事並びに名誉会長、顧問の選任及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更、廃止
- (5) 一般財団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- (6) 第 36 条の責任の免除

(種類及び開催)

第 40 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度 2 回開催する。

- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事あるいは監事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、請求の日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事あるいは監事が招集したとき。

(招集)

- 第 41 条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事あるいは監事が招集する場合を除く。
- 2 会長は、前条第 3 項第 2 号に該当する場合は、その請求があった日から 2 週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

- 第 42 条 理事会の議長は、会長とする。

(議決)

- 第 43 条 理事会の決議は、この定款に別段に規定するものを除き、決議に利害関係のある者を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の議決には、議長は加わることができない。ただし、会議の議事が可否同数のときは、議長の決するところによる。

(決議の省略)

- 第 44 条 会長が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときは、そのかぎりでない。

(議事録)

- 第 45 条 理事会の議事については、一般社団・財團法人法第 197 条において準用する同

法第 95 条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。

- 2 理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

第 5 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 46 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決を経て変更することができる。

- 2 一般社団・財団法人法第 200 条第 1 項の規定にかかわらず、この定款に規定する目的及び事業、並びに評議員の選任及び解任の方法は、前項の規定によりこれを変更することができる。

(合併等)

第 47 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併及び事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 48 条 この法人は、次の事由により解散する。

- (1) 合併（当該合併によりこの法人が消滅する場合に限る。）
- (2) 破産手続開始の決定
- (3) 裁判所による解散命令があったとき
- (4) 2 事業年度にわたり貸借対照表上の純資産が 300 万円未満となったとき

(残余財産の処分)

第 49 条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする公益法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 6 章 事務局

(事務局)

第 50 条 この法人に事務局を置き、職員の任免は会長が行う。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 51 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 役員及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会に議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 事業計画書、収支予算書
- (7) 事業報告及び計算書類並びにこれらの附属明細書
- (8) 監査報告書
- (9) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めるところによる。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

第52条 この法人の主旨に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会及び評議員会の議決により、別に定める。

第8章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第53条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営、内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第54条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

(公告)

第55条 この法人の公告は、電子公告による。

附 則

第1条 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

第2条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条1項に定める特例民法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第12条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

第3条 この法人の最初の代表理事は、田付茉莉子とする。